

新潟県公安委員会規則第11号

留置施設の実地監査に関する規則を次のように定める。

令和5年10月13日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

留置施設の実地監査に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第18条の規定に基づき、留置施設の実地監査（以下「実地監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施項目)

第2条 実地監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 留置施設の管理運営に関すること。

(2) 被留置者の処遇に関すること。

(実施方法)

第3条 実地監査は、関係者からの聴取、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

(実施)

第4条 実地監査は、毎年度1回以上、全ての留置施設において実施しなければならない。

(実施計画)

第5条 新潟県警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、実地監査計画を作成し、新潟県公安委員会の承認を受けなければならない。

(報告)

第6条 本部長は、実地監査を実施したときは、その結果を取りまとめ、新潟県公安委員会に報告しなければならない。

(実地監査の結果に基づく措置)

第7条 本部長は、実地監査の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、実地監査の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。